

<別紙>

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)須坂やすらぎの園入所判定基準

1、要介護度(17点満点)

要介護度	要介護5	要介護4	要介護3
	17点	14点	10点

2、介護保険等サービスの利用率(15点満点)

介護保険又は医療保険、その他サービス利用率	80%以上	60%以上	40%以上	20%以上	20%未満
	15点	13点	10点	6点	2点

3、主たる介護者・家族等の状況(30点満点)

評価項目	5点	3点	0点
①介護者が抱える障害や疾病	介護困難	多少介護可能	介護可能・なし
②介護者の就労	8時間以上・高齢で就労不能	4～8時間	4時間未満
③申込者が他の家族にかかる育児や介護	常時	半日程度	臨時・なし
④他の同居介護者の補助	なし	時々あり	常時あり
⑤別居血縁者による介護	なし	時々あり	常時あり
⑥在宅生活に必要な住環境の状態	支障がある	やや支障がある	問題なし

※ひとり暮らし並びに養護老人ホーム等入所者で、在宅復帰を想定した場合に一人暮らしと同等と判断できる場合及び二人世帯で同居者も介護が必要な状態の場合は、上記評価項目の①～④までで20点とする。

※同一敷地内に介護者が居る場合には、ひとり暮らしとみなさずに、上表に基づき評価する。

※主たる介護者・家族等の状況における判断の留意点

「①介護者の障害や疾病」

「介護困難」は、介護者が障害や疾病の為に要介護者の排泄、入浴、移動、着替え、食事などADL全般の援助が困難な場合。「多少介護可能」は介護者が障害や疾病の為に2つ程度のADL援助ならびである場合。「介護可能」は障害や疾病はあるが介護可能な状態を目安にする。

「④他の同居介護者の補助」

「時々あり」は週1～3日程度、「常時あり」は週4日程度以上ある場合を目安とする。なお1日あたりの目安は2時間程度以上または頻回以上とする。

「⑤別居血縁者による介護」

「時々あり」は週1～3日程度、「常時あり」は週4日程度以上ある場合を目安とする。なお1日あたりの目安は2時間程度以上または頻回以上とする。

※火事や災害等で住環境に支障がでた場合は最優先とする。

4、入所申込時期(5点)

入所申込時期	3年以上	2年以上	1年以上	6ヶ月以上	6ヶ月未満
	5点	4点	3点	2点	1点

5、地域評価点(5点)

地域評価	須坂市	上高井郡	北信地区	その他
	5点	3点	1点	0点